特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
27	令和5年度旭川市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事務　基礎項目評価書【令和6年3月31日　終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は，令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事務
②事務の概要	「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（R5年4月10日付こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）の支給要領に基づき，食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て 世帯（ひとり親世帯を除く。を見舞う 観点から給付金を支給する。
③システムの名称	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
子育て世帯総合緊急給付金支給関連ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 （令和3年法律第38号） ・第10条（特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理） 2. 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の特定公的給付の指定について （こども家庭庁/支援局家庭福祉課/デジタル庁/デジタル社会共通機能グループ（公金受取口座担当）事務連絡　2023年4月26日）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 公的給付の支給等の迅速かる確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号） ・第11条（資料の提出その他の協力）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市子育て支援部子育て助成課
②所属長の役職名	子育て助成課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒070－8525　旭川市6条通9丁目（総合庁舎1階） 旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係（市政情報コーナー） 0166-25－9101

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒070－8525　旭川市7条通10丁目（第二庁舎5階） 旭川市子育て支援部子育て助成課 0166-25－9107
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月24日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月24日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	現時点ではすでに事業終了となっているが，事業実施当初から人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じていたため。	

9. 監査	
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	現時点ではすでに事業終了となっているが，事務取扱担当者の研修参加が適切に行われていたため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	評価書名	令和5年度旭川市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事務　基礎項目評価書	令和5年度旭川市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事務　基礎項目評価書【令和6年3月31日　終了】	事後	事業終了
令和7年3月31日	8. 人手を介在させるリスク	（新規）	十分である 判断の根拠： 現時点ではすでに事業終了となっているが，事業実施当初から人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じていたため。	事後	様式変更に伴う追記
令和7年3月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	（新規）	9）従業者に対する教育・啓発 十分である 判断の根拠： 現時点ではすでに事業終了となっているが，事務取扱担当者の研修参加が適切に行われていたため。	事後	様式変更に伴う追記